

(仮称) 越谷市自治基本条例 改案

第6章 地域環境

1条 豊かな地域環境を創るための基本理念

越谷の人、自然、文化を財産として大切にしていくとともに、市民、行政、議会が協働して地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しみながら生活していけるまちを創ります。

2条 協働による豊かな地域環境を創造するために

1、 自然

市民と市は自然環境の保護、保全および創出に努めると共に、その共生を図り、全ての人々が快適、安全で健やかに暮らせるまちづくりをすすめます。

2、 人間関係

市民と市は、市民が主体的に関わり合い、助け合い、学び合いながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安心、安全な環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。

3、 歴史、文化

市民と市は、伝統を大切にし、市民が主体的に新たな文化を育成する心豊かな環境づくりに努めます。

4、 産業

産業の発展と、地域環境と産業の調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

第6章→3章 地域環境

21条 (豊かな地域環境を創るための基本理念)

市民は、地域の人、自然、文化を財産として大切にしていけるとともに、行政及び議会と協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していける「まちづくり」をすすめます。

22条 (豊かな地域環境を創るための指針)

市民、行政及び議会は、協働して次に掲げる項目を推進するものとします。

- ① 市民が相互に交流し、助け合い、学び合いながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と安心して安全な環境を受け継いでいける「まちづくり」
- ② 自然環境の保護、保全及び創出に努めるとともに、自然と人との共生を図り全ての市民が快適に暮らせる「まちづくり」
- ③ 越谷の歴史や伝統を大切にし、さらに新たな文化を主体的に育成するための心豊かな環境に基づく「まちづくり」
- ④ 産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で、誰もが働きやすい「まちづくり」

第6章 豊かな地域環境の創造

1条 豊かな地域環境を創るための基本理念

市民と市は、越谷の人、自然、文化を財産として大切にしていくとともに、市民、行政、議会が協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、~~楽しみながら~~楽しく生活していけるまちを創ります。

2条 協働による豊かな地域環境を創造するために

1、 自然

市民と市は、自然環境の保護、保全および創出に努めると共に、その共生を~~図~~はかり、全ての人々が快適、~~安全~~で健やかに暮らせる生活していけるまちづくりをすすめます。

2、 人間関係

市民と市は、市民が主体的に~~関~~かかわり~~合~~あい、助け~~合~~あい、学び~~合~~あいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、~~安心、安全~~安全で安心な環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。

3、 歴史、文化

市民と市は、越谷の歴史、伝統を大切にし、市民が主体的に新たな文化を育成する心豊かな~~環境~~まちづくりに~~努め~~ますをすすめます。

4、 産業

市民と市は、産業の発展と~~←~~地域環境と~~産業~~の調和を~~図~~はかり、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

■■■■ 追加

———— 削除

第3章 豊かな地域環境の創造

1条 豊かな地域環境を創るための基本理念

市民と市は、越谷の人、自然、文化を財産として大切にしていくとともに、市民、行政、議会が協働して豊かな地域環境を創造し、誰もが安心して、楽しく生活していけるまちを創ります。

2条 協働による豊かな地域環境を創造するために

1、 自然

市民と市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、その共生をはかり、全ての人々が快適で健やかに生活していけるまちづくりをすすめます。

2、 人間関係

市民と市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な環境を受け継いでいけるまちづくりをすすめます。

3、 歴史、文化

市民と市は、越谷の歴史、伝統を大切に、市民が主体的に新たな文化を育成する心豊かなまちづくりをすすめます。

4、 産業

市民と市は、産業の発展と地域環境との調和をはかり、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。

第5章 住民投票

- 1 条 市長は重要政策の決定に際して、住民の意思を直接確認するために、住民投票条例を市議会に発議し、議決を経て住民投票を実施することができます。

 - 2 住民は市政の重要事項について、有権者の50分の1以上の連署により市長に住民投票の実施を求めることができます。

 - 3 市議会議員は市政の重要事項について、構成員の12分の1以上の賛同により住民投票の実施を求めることができます。

 - 4 住民投票の実施に必要な事項は、その都度条例を別に定めます。
-
- 2 条 住民、市議会および市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

 - 3 条 住民投票の投票権を有する者は、越谷市に住所を有する年齢18才以上の者としてします。

第5章 住民投票（非常設型）

（住民投票の実施）

- 1条① 市長は重要政策の決定に際して、住民の意思を直接確認するために住民投票を実施することができます。
- ② 住民投票の投票権を有する者は、市内に住所を有する年齢18歳以上の者とし、
（定住外国人を含む。）
- ③ 市民、市議会、市長は住民投票の結果について尊重しなければなりません。
- ④ 住民投票の実施に必要な事項は、その都度別に条例を定めます。

（住民投票の請求と発議）

- 2条① 市内住民で、選挙権を有する者は、その総数の50分の1以上の連署により市長に住民投票の実施を請求することができます。
- ② 市議会議員は、議員定数の12分の1以上の賛成により、住民投票条例を発議することができます。
- ③ 市長は住民投票条例案を市議会に提出することにより住民投票を発議することができます。

第5章 住民投票

- 1条** 市長は重要政策の決定に際して、住民の意思を直接確認するために、住民投票条例を市議会に発議し、議決を経て住民投票を実施することができます。
- 2** ~~住民有権者~~は市政の重要事項について、~~有権者の~~その50分の1以上の連署により市長に住民投票の実施を求めることができます。
- 3** 市議会議員は市政の重要事項について、構成員の12分の1以上の賛同により住民投票の実施を求めることができます。
- 4** 住民投票の実施に必要な事項は、その都度条例を別に定めます。
- 2条** 住民、市議会および市長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- 3条** 住民投票の投票権を有する者は、越谷市に住所を有する年齢18才以上の者とします。

■■■■・・・追加
=====・・・削除

越谷市自治基本条例 第3章 市民、コミュニティ

1、定義

①市民 市内に居住する人、働く人、学生、通勤者、活動する人、事業所を有する法人、(外国籍の人、子どもを含む)を言います。

②地域コミュニティ

一定の地域に重点をおいた地縁関係団体で、共通の課題の解決に行動する組織団体を言います。

③市民活動団体(テーマコミュニティ)

地縁をこえた人々の共通関心、目的、社会的連体で自主的に参加し、活動する団体を言います。

2、市民の権利

①市政における権利

市民は市政の主権者であり、市政に参加し、意見を述べ活動する権利があります。(参加しなくても不利益な扱いは受けません)。

市民は市及び議会に対し、市政に関する情報を知る権利があります。

市民は安心安全な生活を得るために、適正な行政サービスを受ける権利があります。

子どもは市民として尊重され、年齢に応じて行政に参加する権利があります。

②地域における権利

市民は地域における社会貢献活動、その他の自主的な活動のために組織を作り、何人からも干渉されず、自由に自立した活動をする事が出来ます。

市民は地域の諸課題の解決のため自主的にまちづくりを行うことが出来ます。

3、市民の責務

①市政における責務

市民は人権を尊重し、法律、市条例を守り、納税の責務があります。

②地域における責務

市民は市民相互の連帯及び責任に基づき、相互の意見及び行動を尊重する責務があります。

市民は、市の未来を担う子どもの成長と発達を支援し、見守る責務があります。

4、地域コミュニティ

①地域住民相互の連絡、親睦、交流、環境整備、生活課題解決のための取り組みをふくむ共同活動を行います。

②市はその活動が推進されるよう環境整備や、必要な支援を行います。

5、市民活動団体（テーマコミュニティ）

①各種文化、スポーツ、社会教育、社会奉仕等その専門性をいかして市民の生活を支援し、明るく楽しい生活を提案します。

②市は、これらの団体の活動が推進されるよう適切な支援を行います。

6、市と各種コミュニティ団体

①市は各種団体を差別することなく援助し、相互に交流し、援助しあうことを通して住みよいまちづくりのために適切な施策を行います。

第3章 市民、コミュニティ

<定義>

- ①市民 市内に居住する人、市内で働く人・学ぶ人、市内に事業所を有する法人、市内で活動する団体等をいいます。(外国籍の人を含む)
- ②地域コミュニティ 一定地域の地縁的な関係を基盤とする団体で、その地域の生活環境の改善や共通する生活課題の解決のために活動する組織的団体等をいいます。
- ③市民活動団体 地縁にとらわれず、さらに広い地域を基盤にする団体で、同一の目的または関心を持つ人の自主的な参加によって構成され、福祉・教育・スポーツ・文化等の向上のために活動する団体等をいいます。

<条文>

I 市民の権利

- ① 市民は行政に参加し、意見を述べ、活動する権利があります。
- ② 市民は市及び議会が保有する情報を知る権利があります。
- ③ 市民は安心安全な生活を営むため各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。
- ④ 子どもは一市民として尊重され、年齢に応じて行政に参加する権利があります。

II 市民の責務

- ① 市民は人権を尊重し、法律及び市条例を守る責務があります。
- ② 市民は積極的に「まちづくり」に参加し、自治を推進する責務があります。
- ③ 市民は自然環境の保護・保全及び創出に努める責務があります。
- ④ 市民は、市の未来を担う子どもの成長と発達を支援し、育成する責務があります。

III 地域コミュニティ

- ① 地域コミュニティはその地域の住民相互の連絡、生活課題の解決、環境の整備、祭礼等の行事、集会施設の管理維持等の地域社会の維持及び形成に資する共同活動を行います。
- ② 市はその活動を支援するため適切な施策を講じるものとします。

IV 市民活動団体

- ① 市民活動団体は福祉・介護・教育・スポーツ・文化等の各分野において、その専門性を発揮して市民の生活を援助し、明るく楽しい文化都市を創造する活動を行います。
- ② 市は各団体の交流やネットワーク化などの適切な施策を講じるものとします。

越谷市自治基本条例

第3章 市民・コミュニティ

第1条 市民

越谷市内に居住する人（外国人を含む）、市内で働く人・学ぶ人、市内に事業所を有する人、市内で活動する団体等をいいます。

(1) 市民の権利

市民は行政に参加し、意見を述べ、活動する権利があります。

市民は市および議会に対し、情報公開を求める権利があります。

市民は安心安全な生活を確保するため各種の情報サービスを公平に受ける権利があります。

子どもは一市民として尊重され、年齢に応じて行政に参加する権利があります。

(2) 市民の責務

市民は人権を尊重し、法律および市条例を守る責務があります。

市民は積極的にまちづくりに参加し、自治を推進する責務があります。

市民は市の未来を担う子どもの成長と発達を支援し、育成する責務があります。

第2条 コミュニティ

(1) 地域コミュニティ

一定地域の地縁的な関係を基盤とする団体で、その地域の生活環境の改善や、共通する生活課題の解決のために活動する組織的団体等をいいます。

地域コミュニティはその地域の住民相互の連絡、生活課題の解決、環境の整備、祭礼等の行事、集会施設の管理維持等の地域社会の維持および形成に資する協働活動を行います。

(2) 市民活動団体（テーマコミュニティ）

地域にとらわれず、さらに広い地域を基盤とする団体で、同一の目的または関心を持つ人の自主的な参加によって構成され、福祉・教育・スポーツ・文化等の目的のために活動する団体等をいいます。

市民活動団体（テーマコミュニティ）は福祉・医療・スポーツ・文化等の各分野において、その専門性を発揮して、市民の生活を援助し、明るく豊かな文化都市を創造する活動を行います。

(3) 市と各種コミュニティ団体

市は各種コミュニティ団体の役割を尊重し、その活動を支援するため、資金的援助その他の適切な施策を講じるものとします。